

平成30年10月定例教育委員会
議案説明資料

報告 3件

議案 2件

計 5件

番号	報告第13号	担当	教育総務部教育総務課
議案名	平成30年度松原市一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて		
説明	<p>(趣旨) 平成30年度松原市一般会計補正予算(第2号)(案)のうち教育に関する事務に係る部分について教育長専決を行ったので、これを報告し承認を求めるもの。</p> <p>(内容) 平成30年9月4日に近畿圏を通過した台風第21号の被害の修理に関する費用について補正予算を計上するもの。</p> <p>平成30年6月18日に発生した大阪北部地震による学校施設ブロック塀安全点検にて確認された違法建築及び既存不適格のブロック塀の改修工事に伴う補正予算を計上するもの。</p> <p>小中学校の児童生徒が、同じ時間帯に空調設備の整備された教室で授業を受けられるように教育環境の整備を行う費用について補正予算を計上するもの。</p>		

番号	報告第14号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	人事異動の専決処分の承認を求めることについて		
説明	<p>平成30年9月25日付け、教育長専決により教育委員会事務局職員の人事異動を行ったので、これを報告し承認を求めるもの。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 他部署より異動 教育総務部教育総務課 北口 勝章 (総務部納税課) 		

番号	報告第15号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	職員の処分の専決処分の承認を求めることについて		
説明	<p>平成30年9月25日付け、教育長専決により教育委員会事務局職員の処分を行ったので、これを報告し承認を求めるもの。</p>		

(参考)

○松原市立学校の管理運営に関する規則

昭和32年12月26日教委規則第1号

改正

平成27年2月26日教育委員会規則第5号

(施設及び設備の保持)

第6条 校長は、学校の施設及び設備を常に最良の状態に保持するように努めなければならない。

(規定の準用)

第22条 第3条、第3条の2、第6条ないし第9条、第12条ないし第14条、第17条及び第18条の規定は、幼稚園にこれを準用する。

地方公務員法

発令 : 昭和25年12月13日法律第261号

最終改正 : 平成30年7月6日号外法律第71号

改正内容 : 平成30年7月6日号外法律第71号[平成30年7月6日]

(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
 - 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
 - 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合
- 2 職員が、任命権者の要請に応じ当該地方公共団体の特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の地方公務員、国家公務員又は地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。）その他その業務が地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち条例で定めるものに使用される者（以下この項において「特別職地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続き職員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。））、特別職地方公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き職員としての在職期間を含む。次項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。
- 3 職員が、第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続き職員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又はこれらの規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間中に第一項各号の一に該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。
- 4 職員の懲戒の手續及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第三十二条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

松原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 (昭和30年12月24日条例第45号)

最終改正:平成18年3月31日条例第22号

改正内容:平成18年3月31日条例第22号[平成24年10月17日]

○松原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
昭和30年12月24日条例第45号

改正

昭和43年10月9日条例第38号
平成13年3月29日条例第4号
平成18年3月31日条例第22号

松原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒の手續)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間とし、給料及び地域手当の合計額の10分の1以下を減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

- 2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(施行の細目)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年条例第4号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第22号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

番号	議案第26号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	平成30年度松原市教育委員会表彰被表彰者の選定について		
説明	<p>平成30年11月3日に開催予定の松原市表彰式並びに松原市教育委員会表彰式において、松原市教育委員会が松原市の教育の振興に関し、功績顕著なもの及び児童、生徒として表彰するに値するものとして推薦を受けた被表彰候補者について、被表彰者として決定を行うもの。</p>		

松原市教育委員会表彰実施要領

松原市教育委員会

第1 趣 旨

松原市の教育の振興に関し、功績顕著なもの及び児童、生徒として表彰に値する者に対する表彰（表彰状及び感謝状の贈呈）について必要な事項を定めるものとする。

第2 表彰の種類

表彰の種類は次のとおりとする。

1. 教育功労者表彰
2. 顕著な教育実績を挙げた者に対する表彰（教職員）
3. 優秀な調査研究に対する表彰（教職員）
4. 児童、生徒個人及び団体表彰
5. その他の表彰

第3 表彰の対象及び基準

1. 教育功労者表彰は、次に掲げるものの一に該当するものに対して行う。
 - (1) 本市に勤務する府費負担教職員及び松原市教育委員会が任命権を有する職員を除く個人
 - ア、学校教育関係
学校教育の振興に関し、著しい功績を挙げたもので当該関係暦が5年以上のもの
 - イ、社会教育関係
社会教育及び社会体育関係団体等の育成振興、社会教育施設の運営、文化財の保護、その他社会教育の普及振興に努め著しい功績を挙げたもので当該関係暦が5年以上又は松原市PTA協議会役員暦が通算3年以上であるもの
 - ウ、学校保健関係
学校保健の普及振興または指導に尽力し、著しい功績を挙げたもので当該関係暦が5年以上であるもの
 - (2) 団体
 - ア、学校教育関係
学校教育関係団体で学校教育の普及振興に尽力し、著しい功績を挙げたもので当該関係暦が5年以上であるもの
 - イ、社会教育関係
社会教育、社会体育または文化財保護の関係団体等でその企画運営または活動の状況等が特に優秀であり、社会教育の普及振興に著しい功績をあげたもので当該関係暦が5年以上であるもの
2. 顕著な教育実践を挙げたものに対する表彰は、本市校園に勤務する教職員で平素における職務上の実績を総合的に評価して、その功績が抜群であり、かつ技能、人物素行等がすぐれ、表彰日現在において少なくとも10年以上職務に精励した職員に対して行う。

ただし、

 - (1) 本表彰（従来の優良教員表彰を含む）受表彰後満10年を経過した者は新たに表彰の対象としてもよい。

- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者を除く。
- ア、過去5年間に停職処分を受けた者
 - イ、過去3年間に減給処分を受けた者
 - ウ、過去2年間に戒告処分を受けた者
 - エ、過去1年間に訓告処分を受けた者
 - オ、休職中の者
3. 優秀な調査、研究に対する表彰は、本市校園に勤務する教職員で累年にわたる調査及び研究の内容が極めて優秀でかつ有益なものに対して行う。
 4. 児童、生徒個人及び団体表彰については次に掲げるものについて行う。
 - (1) 特に表彰に値する社会的善行のあったもの
 - (2) 学校におけるクラブ活動等において顕著な実績をあげたもの
 - (3) 大阪府下の競技会等において優秀な成績をおさめたもの（3位以上）
 （注 近畿大会6位、全国大会10位以上のものについては市長表彰）
 5. その他の表彰については、委員会が特に認めるもの、及び校園長が特に必要と認め内申を受けたものについて行う。

第4 表彰対象の基準日

1. 表彰の対象となる功績や関係暦の通算年数の基準日は10月31日とする。
2. 表彰の対象となる功績について同年度に市と委員会表彰が重なる場合、市を優先し、次年度に委員会表彰を行う。
3. 以前に委員会表彰を受けた者は、3年経過後表彰する。

第5 推薦機関

表彰の種類	表彰対象者	推薦機関
教育功労者	1. 個人 (1) 学校教育関係 (2) 社会教育関係 (3) 学校保健関係 2. 団体 (1) 学校教育関係 (2) 社会教育関係	部長
教職員 教育実践顕著 調査研究優秀	市立校園教職員	校園長
児童、生徒（個人、団体） 社会的善行 クラブ活動優秀 競技会成績優秀	市立小、中学校児童、生徒	校園長

第6 表彰の手続き

1. 各部長及び各校園長は、第2に定める表彰を行うべき個人又は団体があると認めるときは、第7の提出書類を教育長に提出するものとする。
2. 教育長は被推薦者がこの実施要領の基準等を満たすことを確認した上で、推薦者名簿を作成し、教育委員会へ提案する。
3. 教育委員会は、提案された推薦者名簿について、審議し、被表彰者を決定する。

第7 提出書類

1. 教育功労者表彰
 - (1) 個人
 - ア 推薦書（様式1）一覧表
 - イ 推薦理由書（様式2）個表
 - (2) 団体
 - ア 推薦書（様式3）一覧表
 - イ 推薦理由書（様式4）個表
2. 教育実践顕著なるものに対する表彰
 - ア 内申書（様式5）
 - イ 功績調書（様式6）
 - ウ 参考資料（必要ある場合）
3. 優秀調査研究に対する表彰
 - ア 内申書（様式7）
 - イ 調査研究物
4. 児童、生徒表彰（個人、団体）
 - ア 推薦書（様式8または様式9）
5. その他の表彰
その都度定める。

附 則

この要領は、平成9年6月20日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から実施する。

番号	議案第 27 号	担当	教育総務部文化財課
議案名	松原市文化財保護審議会委員の委嘱について		
説明	<p>松原市文化財保護条例第 48 条第 3 項に基づき、松原市文化財保護審議会委員を委嘱するもの。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

○平成18年松原市条例第9号

松原市文化財保護条例（抜粋）（平成18年3月31日）

第7章 松原市文化財保護審議会

（設置）

第47条 法第190条第1項の規定により市の区域内に存する文化財の保護及び活用に関して、委員会の諮問に応じ、意見を述べるため、松原市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第48条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。
- 3 委員及び特別委員は、文化財に関する識見及び経験を有する者のうちから委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前項の規定にかかわらず、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときに退任するものとする。

○文化財保護法（抜粋）（昭和25年5月30日）

（地方文化財保護審議会）

第190条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。

松原市文化財保護審議会委員名簿

	氏名	部門	現職	経歴
1	ありきか 有坂 道子 ありきか 道子	歴史 (古文書)	京都橘大学文学部 教授	大阪市文化財保護審議会委員 東大阪市文化財保護審議会委員
2	いわま 岩間 香 いわま 香	美術工芸 (絵画)	摂南大学外国語学部 教授	(元)大阪府文化財保護審議会委員 寝屋川市文化財保護審議会副会長
3	うえまつ 植松 清志 うえまつ 清志	建築 (民家)	大阪教育大学 非常勤講師	(元)大阪人間科学大学教授 (前)大阪市立大学客員教授 大阪狭山市文化財保護審議会副会長
4	くろだ 黒田 一充 くろだ 一充	民俗	関西大学文学部 教授	藤井寺市文化財保護審議会委員 羽曳野市文化財保護審議会委員
5	まくらい 櫻井 敏雄 まくらい 敏雄	建築 (社寺)	公益財団法人 和歌山県文化財センター 理事長	(元)近畿大学理工学部教授 河内長野市文化財保護審議会会長
6	ちが 千賀 久 ちが 久	考古	葛城市歴史博物館 館長	(元)奈良県立橿原考古学研究所附属博物館主幹 大阪狭山市文化財保護審議会委員
7	にしだ 西田 孝司 にしだ 孝司	地域史		文化財保存全国協議会全国常任委員 大阪府文化財愛護推進委員 松原市社会教育委員長
8	はせ 長谷 洋一 はせ 洋一	美術工芸 (彫刻)	関西大学文学部 教授	(元)堺市博物館学芸課研究員 柏原市文化財保護審議会委員

(任期 平成30年11月1日～平成32年10月31日まで)